

## まえがき

民主主義を、さしあたり「人びと（people）」が人間として平等に人権をもつことを承認し合い、お互いを尊重し合いながら、共同して安心して暮らしていくための社会および政治のルールとしくみ」だと定義するならば、この理念は、戦後の日本国憲法（一九四六年）および旧教育基本法（一九四七年）のうちに見てとることができる。だが、今日この理念を実現するためには、日本と世界を覆っている新自由主義に対抗する民主主義的な公共圏を一步ずつ広げていく多様な取り組みが必要である。例えば、学校が民主主義的な機能を發揮するためには、上意下達の管理主義的な学校を、子ども・保護者・住民が管理・運営や政策・方針の決定に多様なかたちで参加する真に「開かれた学校」に、学級を子どもが権利行使の主体として参加する民主的な学習共同体に変え、民主主義を学び経験することのできるカリキュラムづくりを進めていく必要がある。

だが、この間の新自由主義を推進してきた安倍政権およびその継承である菅政権の政治は、こうした民主主義の営みを根底から破壊しようとしている。その最たるものは、新教育基本法（二〇〇六年）による旧教育基本法の改悪である。第一条の教育の目的にあつた「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的・精神に充ちた」という民主主義の根幹と言える文言が削られ、そのかわりに、教育の目標のうちに、道徳心、主体的に社会の形成に参画する公共の精神、伝統と文化をはぐくんできたわが国と郷土への愛など、民主主義に抵触するよう

な徳を滑り込ませたのである。この新教育基本法を盾にして、新自由主義的教育改革が推し進められている。

こうした状況にあるからこそ、民主主義教育を進める私たちは、教育とはどうあるべきか、どうあつてはならないのか、という原理的・倫理的な問いを失つてはならないし、それをたえず問い合わせねばならない。そしてまた私たちは、新自由主義的主体を形成しようとする教育に対抗して、民主主義教育は今何を課題とすべきか、何を今重大な論点とすべきなのかを大胆に提起する必要がある。このことがまた、社会連帯を進め対抗的な民主主義的公共圏の形成に貢献する、民主主義教育の新たなあり方を模索し構想することにつながるであろう。本書を『民主主義教育のフロンティア』とした意図はまさにここにある。

民主教育研究所は二〇二二年二月に三〇周年を迎える。一九九二年二月一九日に設立された民主教育研究所の「設立趣意書」は、設立の目的をこう述べている。「私たちが、民主教育研究所を創るのは、教育の場に、人権と自由、平和と民主主義をみなぎらせ、すべての者の学ぶ権利を保障し、人間としての発達をあげまし、自立と社会参加の道をひらく教育を探求するためである」。本書が、設立の趣旨に十分に応えうるものであることを願うとともに、コロナ禍という状況下で、さまざまな制約と困難を負いながら学校で働く教職員や会社・家庭で子どものために働く親たちを少しでも励ますものになれば、私たちとしてはそれにまさる喜びはない。

『民主主義教育のフロンティア』編集長・池谷壽夫